

- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約330人)は、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- ▶ 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約70人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができない児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机 ^(みつくえ) 小学校	30人	11人	41人
大久 ^(おおく) 小学校	39人	8人	47人
三崎 ^(みさき) 小学校	60人	14人	74人
瀬戸 ^(せと) 中学校	35人	13人	48人
三崎 ^(みさき) 中学校	66人	13人	79人
三崎 ^(みさき) 高等学校	102人	26人	128人
合計(6施設)	332人	85人	417人

避難準備※1

学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

警戒事態

施設敷地緊急事態

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机 ^(みつくえ) 保育所	21人	8人	29人
川之浜 ^(かわのはま) 保育所	7人	5人	12人
大久 ^(おおく) 保育所	12人	4人	16人
三崎 ^(みさき) 保育所	26人	9人	35人
合計(4施設)	66人	26人	92人

避難準備

児童の
引き渡し

保護者が児童を引き取り・屋内退避を実施

引き渡しが出来なかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成27年4月1日現在。

予防避難エリアの医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の屋内退避

- ▶ 予防避難エリアの医療機関・社会福祉施設(4施設約170人)のうち2施設(瀬戸診療所及び瀬戸あいじゅ)については、放射線防護対策施設である自施設内に屋内退避。残り2施設については、近郊の放射線防護施設に屋内退避。
- ▶ 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護施設に屋内退避。

<医療機関及び社会福祉施設4施設>

避難元施設

<放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	40人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	15人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人
4	かざぐるま	認知症対応型共同生活介護	9人

計56人

放射線防護施設

4施設 468人収容可能



瀬戸診療所(273人)、
瀬戸あいじゅ(100人)



三崎高等学校(34人)、
串診療所(61人)

()は、収容人数(予定を含む。)

自施設内に
屋内退避

近隣の放射線防護施設に
屋内退避

11人(支援者11人)

自宅で屋内退避を
することにより
健康リスクが高まる者

<在宅の避難行動要支援者>



在宅避難行動
要支援者
(160人)





支援者

支援者の同行により避難可能な者(149人(支援者96人))は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。

自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 自宅で屋内退避をすることによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- 予防避難エリアの放射線防護施設は、整備中施設を含めて4施設468人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、468名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

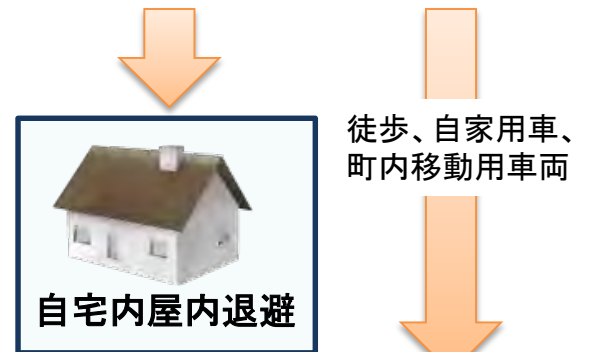


- 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
- 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。

屋内退避施設(39施設)



	対象住民数
瀬戸地域 (あしなる、さいちを除く)	1,846人
三崎地域	3,060人
合計	4,906人



- 放射線防護施設及び屋内退避施設において屋内退避を行う場合は、予防避難エリアの各関係機関保有車両（バス等25台、福祉車両21台（ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様30台））を用いて移動。
- 放射線防護施設及び屋内退避施設へは複数回のピストン輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で 避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
		931人	66人

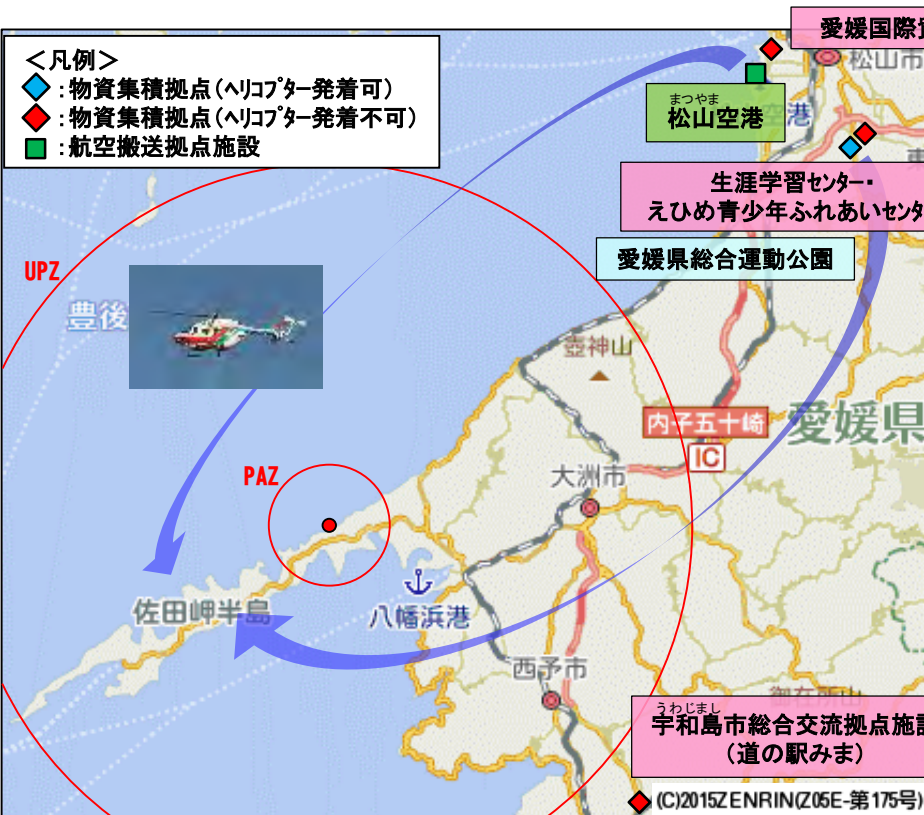
※ 学校の児童等及び医療機関・社会福祉施設のうち放射線防護施設の入所者は、自施設内に屋内退避を実施

	予防避難エリアの 各関係機関保有車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	合計493名乗車可能 ピストン輸送を想定
愛媛県			16台	合計32名乗車可能 ピストン輸送を想定
伊方町 <small>いかたちょう</small>	3台			合計121名乗車可能 ピストン輸送を想定
四国電力		8台	11台	合計38名乗車可能 ピストン輸送を想定
合計	25台	11台	30台	

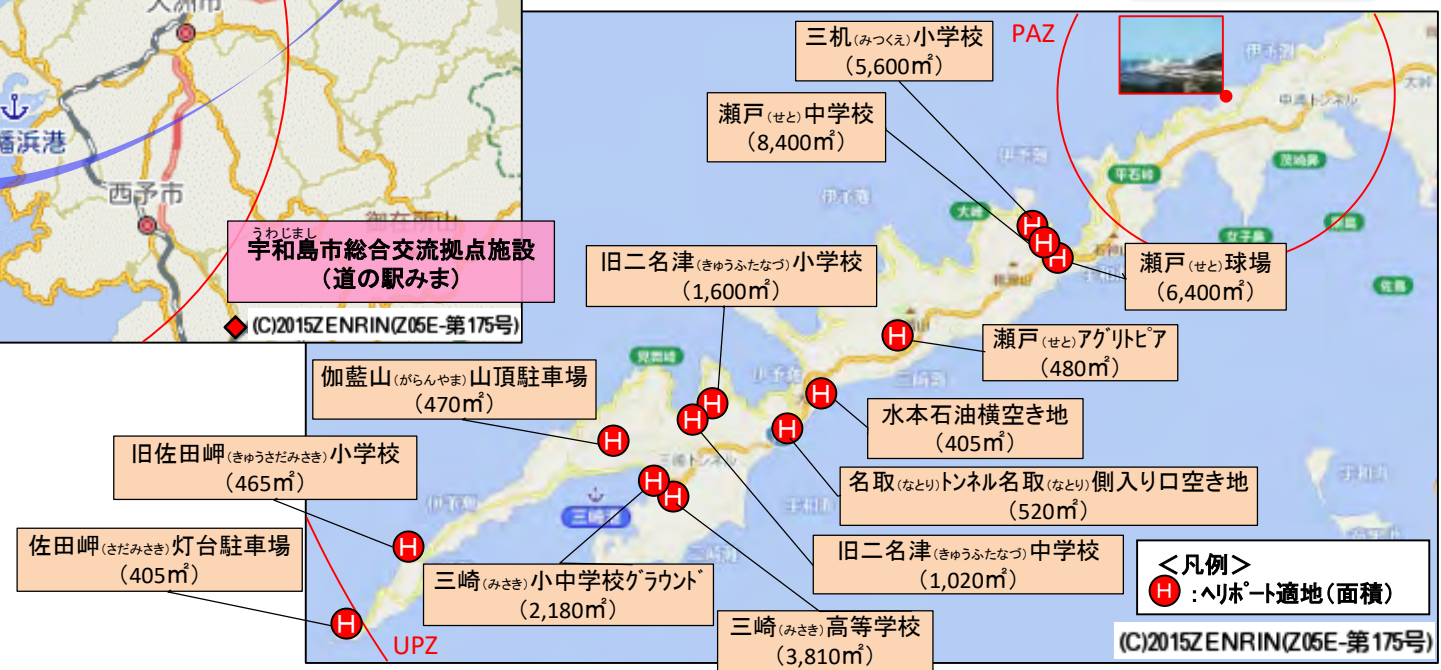
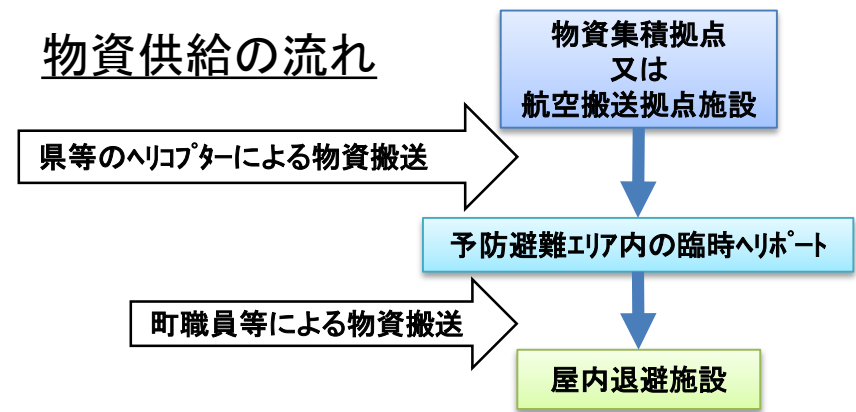
(ケ-14) 予防避難エリアにおける物資供給体制

- 物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。

- <凡例>
- ◆: 物資集積拠点 (ヘリコプター発着可)
 - ◇: 物資集積拠点 (ヘリコプター発着不可)
 - : 航空搬送拠点施設



物資供給の流れ



6. UPZ圏内における対応

<対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、住民の屋内退避が実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

※ UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。